

記者発表資料
令和3年10月27日

所属	大垣市企画部地域創生戦略課
担当	課長：奥田 主幹：朝倉
連絡先	0584-47-8244（直通）

## 第2弾「飛び出す市役所」事業について

「飛び出す市役所」は、市役所で実施している行政サービスを、市役所を飛び出して、市民の皆様が多く集まる場所で提供したり、市長や職員が、市役所を飛び出して、市民の皆様のお身近な場所に出向き、ご意見等をお伺いしたりするものです。

この「飛び出す市役所」を具現化する事業として職員から提案のあった事業のうち、次の事業を第2弾として実施します。

- (1) ショッピングセンターへの市民サービスセンターの設置 ..... **別紙1**
  
- (2) ふるさと納税返礼品発掘隊派遣事業 ..... **別紙2**
  
- (3) 「女性のためのキャリア相談」オンライン対応 ..... **別紙3**
  
- (4) 飛び出す子育て交流サロン～ショッピングモールで子育てイベント～ .. **別紙4**
  
- (5) 飛び出す事業者支援サービス事業 ..... **別紙5**

記者発表資料

令和3年10月27日

所 属	大垣市市民活動部窓口サービス課
担 当	課長：永井 主幹：後藤
連絡先	0584-47-8759（直通）

## ショッピングセンターへの市民サービスセンターの設置について

### 1 趣 旨

ショッピングセンターや大垣駅の利用者が、買い物や通勤・通学のついでに各種証明交付等の行政サービスを受けることができるよう、新たに市内ショッピングセンターに市民サービスセンターを設置し、住民サービスの拡充、利便性向上を図ります。

### 2 設置予定日

令和4年4月下旬

### 3 設置場所

アクアウォーク大垣（大垣市林町6丁目80番地21）

### 4 業務内容

- ・ 諸証明書の発行（住民票、戸籍、印鑑証明、税の証明など）
- ・ 各種届出（住所異動、戸籍届など）
- ・ 公金の収納
- ・ 市役所への文書の取り次ぎ
- ・ 貸出図書を受渡し

### 5 市民サービスセンターの概要

戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付に係る事務、市民への情報提供その他サービスの拠点として、平成19年1月に市内6か所に設置しました。

	名 称	場 所
1	東部サービスセンター	大垣市小野4丁目35番地10（情報工房内）
2	西部サービスセンター	大垣市桜町357番地（西部研修センター内）
3	南部サービスセンター	大垣市外花6丁目45番地（南部子育て支援センター内）
4	市民会館サービスセンター	大垣市新田町1丁目2番地（市民会館内）
5	北部サービスセンター	大垣市中川町4丁目150番地（中川地区センター内）
6	赤坂サービスセンター	大垣市昼飯町113番地2

記者発表資料

令和3年10月27日

所 属	大垣市企画部地域創生戦略課 都市プロモーション室
担 当	室長：村北 主幹：高木
連絡先	0584-47-7681（直通）

## ふるさと納税返礼品発掘隊派遣事業について

### 1 趣 旨

市職員が「ふるさと納税返礼品発掘隊」として、市役所を飛び出して、ふるさと納税返礼品に登録する事業者のもとに出向き、準備作業を支援することにより、ふるさと納税事業に参画しやすい環境を整えるとともに、返礼品登録件数の拡大により、ふるさと納税額の増加を図るもの。

### 2 事業内容

これまでは、ふるさと納税返礼品への登録にあたり、ポータルサイト等に掲載する説明文の作成や写真撮影などの準備作業を事業者自らが行っていたが、今後は、市から「ふるさと納税返礼品発掘隊」を派遣し準備作業を支援する。

### 3 派遣までの流れ

- (1) 広報おおがきや市ホームページ等で、返礼品への登録を希望する事業者を募集（令和3年11月1日から随時募集）
- (2) 返礼品への登録を希望する事業者は、市に登録申込書を提出
- (3) 市は、提出された登録申込書を審査し、返礼品としての適否を判断
- (4) 市は、返礼品として採用された事業者に「ふるさと納税返礼品発掘隊」を派遣

### 4 発掘隊メンバー

企画部 都市プロモーション室 正規職員3人（室長1人・主幹1人・主事1人）

## 5 参 考

### (1) 本市のふるさと納税返礼品登録件数

- ・令和3年10月1日現在 592件
- ・令和2年度末現在 520件
- ・令和元年度末現在 370件

### (2) 本市のふるさと納税額

- ・令和3年9月末現在 2億8,187万1,680円（前年同月比 7,983万3,300円増）
- ・令和2年度実績 7億9,681万3,060円
- ・令和元年度実績 5億7,187万1,410円

記者発表資料

令和3年10月27日

所 属	大垣市市民活動部まちづくり推進課 男女共同参画推進室
担 当	室長：三浦 主幹：伊藤
連絡先	0584-47-8549

## 「女性のためのキャリア相談」オンライン対応について

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響等で、テレワーク中など外出を控えている方などが、自宅等の身近な場所から気軽に相談できるように「女性のためのキャリア相談」についてオンラインでの相談も可能とします。

### 2 事業概要

男女共同参画センター「ハートリンクおおがき」で、女性が働くことや地域社会で活躍することを支援するために実施している「女性のためのキャリア相談」について、これまでの対面相談に加え、オンライン（オンライン会議アプリケーション「Zoom」を使用）での対応を開始します。

#### ＜女性のためのキャリア相談＞

- ・対象者 市内在住・在勤・在学の女性、市内で就労を検討している女性
- ・相談内容 キャリア設計、再就職、仕事と私生活の両立、職場における人間関係、ライフプラン など
- ・相談時間 1人30分以内
- ・相談員 キャリアコンサルタント 中川 久枝 氏
- ・費用 無 料（ただし、通信費は自己負担）

#### (1) 対面・オンライン相談（事前予約制）

- ① 日 時 毎月第4日曜日13:00～15:00  
(オンラインは令和3年11月28日（日）から)
- ② 場 所 男女共同参画センター「ハートリンクおおがき」
- ③ 相談方法 対面、オンライン
- ④ 申込方法 市HP オンラインサービス「大垣市電子申請サービス」または電話にて男女共同参画推進室へ申込。(当日も受付)

## (2) 夜間オンライン相談（事前予約制）

- ① 日 時 毎週月曜日20:00～22:00（令和3年11月15日（月）から）
- ② 相談方法 オンライン
- ③ 申込方法 相談希望日の1週間前の17時までに、市HPオンラインサービス「大垣市電子申請サービス」または電話にて男女共同参画推進室へ申込。

記者発表資料

令和3年10月27日

所 属	大垣市こども未来部子育て総合支援センター
担 当	所長：吉田 主幹：岡崎 担当：倉畑
連絡先	0584-89-1232（南部子育て支援センター）

## 飛び出す子育て交流サロン ～ショッピングモールで子育てイベント～ について

### 1 趣 旨

南部子育て支援センター交流サロン「おひさま」では、子育ての不安感等を緩和し子どもの健やかな育ちを支援するため、未就学の親子を対象に遊び場を開設し、子育て相談や情報提供などを実施している。

今回、普段買い物等で出かけることの多いショッピングモールに飛び出し、親子のふれあいの時間を楽しんでいただくとともに、当センターを知っていただく機会とする。

### 2 事業内容

#### (1) 製作コーナー

- ① 対 象 就学前のお子さんと保護者の方
- ② 回 数 1日4回実施（10:15～ 11:15～ 13:15～ 14:15～）
- ③ 時 間 1回30分程度
- ④ 定 員 1回あたり6組まで
- ⑤ 参加方法 整理券配布（当日10時～）

#### (2) 子育て相談（随時）

#### (3) 子育て情報の提供（パネル展示、チラシの設置）

### 3 事業実施予定時期

- (1) 第1回 令和3年11月27日（土）10時～15時
- (2) 第2回 令和4年 1月30日（日）10時～15時
- (3) 第3回 令和4年 2月26日（土）10時～15時

### 4 会 場

イオンモール大垣（大垣市外野2丁目100番地）  
※11月は1階空き店舗、1月・2月は2階空き店舗

### 5 第1回製作コーナー作品例

右写真参照



「クリスマスブーツ」

飛び出す子育て交流サロン予定場所

# FLOOR MAP 2F

イオンモール専門店街 エンターテインメント・フードコートとヤング&キッズファッションのフロア

イオン大垣店 ファッションとキッズ・ホビーのフロア

- ファッション
- グッズ
- グルメ&フード
- サービス・その他
- イオン大垣店

**全館禁煙のご案内**

●法令により館内では分煙をお願いしております。  
喫煙されるお客さまは、このマークの喫煙室をご利用ください。

**850席をご用意しました。**  
※店舗によりオーダーストップの時間が異なります。

**開催予定場所**  
(1月・2月)

**レストラン街は21:00まで営業**  
※店舗によりオーダーストップの時間が異なります。

**開催予定場所**  
(11月)

**〇お客さまへ**  
入口名に表記してあるアルファベットは、一番近い駐車場区画の表示です。

## 1F

イオンモール専門店街  
ファッションとレストラン・サービスのフロア  
イオン大垣店 食料品と美と健康、暮らしのフロア

イオン大垣店西側入口



**E F** イオン大垣店南側入口

**専門店街南**  
リフレッシュモール入口

**E**

**専門店街南中央入口** **D**

- ファッション
  - グッズ
  - グルメ&フード
  - サービス・その他
  - イオン大垣店
- モールのイメージ
  - イオン大垣店 サービスカウンター
  - エレベーター
  - 階段
  - トイレ
  - 多目的トイレ
  - 車イス用トイレ
  - 公共電話
  - ハンディフォン・車イス
  - 喫煙室
  - 無料コインロッカー
  - 無料冷蔵庫
  - リサイクル回収ボックス
  - おいしい水
  - 水・ドライパウダー
  - お食事ボード
  - 赤ちゃんルーム
  - ご意見承りBOX
  - ABO自動体外式除動器
  - ATM ATMコーナー
  - 郵便ポスト
  - たばこ自動販売機
  - イオンラウンジ
  - キャブスペース
  - タクシー呼出し
  - バスのリバ
  - タクシーのリバ
  - WAONステーション
  - WAON
  - チャージャー
  - イオン銀行
  - 証明写真
  - Japan Taxfree Shop
  - 売店

記者発表資料

令和3年10月27日

所 属	大垣市経済部商工観光課
担 当	課長：清水、主幹：兒玉
連絡先	0584-47-8596

## 飛び出す事業者支援サービス事業について

### 1 趣 旨

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中、市内において新規創業または第二創業に取り組む事業者の皆さんを支援するため、必要な経費の一部を補助する「スタートアップ支援事業」を本年度から開始しました。

また、中心市街地区域において小売業などの開店を支援するため、必要な経費の一部を補助する「リフレッシュサポート事業」を行っています。

このたび、こうした支援を効果的に活用していただけるよう、市の職員が、事業者の皆さんのチャレンジを伴走型で支援する取り組みを開始します。

### 2 対 象 者

「スタートアップ支援事業」「リフレッシュサポート事業」の活用を考えている事業者

### 3 開始時期

令和3年11月1日（月）

### 4 事業概要

- (1) 市の職員が事業者に支援制度の内容を説明します。
- (2) 市の職員が事業者に同行し、実際に支援制度を活用した事業者の声を一緒に聴き、事業計画作成等の参考にします。
- (3) 支援制度活用後、現状の聞き取りをし、希望に応じて、市の職員と大垣商工会議所の職員が連携して、経営に関するアドバイスを行います。

### 5 参 考

「スタートアップ支援事業」「リフレッシュサポート事業」のチラシ

# スタートアップ支援事業補助金のご案内

◇補助内容 新型コロナウイルス感染症の影響が及び中、市内において新規創業または第二創業をする者を支援するため、創業に係る経費の一部を補助します。

※ 事業実施前の申請及び交付決定が必要です。

※ 当補助金は予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

◇対象者 次の条件をすべて満たす者

(1) 市内において新規創業または第二創業をする者であること。

新規創業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業を営んでいない個人が新たに事業を起こすこと。</li><li>• 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。（設立する法人は中小企業基本法上の中小企業であること）</li></ul>
第二創業	<ul style="list-style-type: none"><li>• すでに事業を営んでいる個人または法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の中分類が異なる業種）へ転換や進出すること。</li></ul>

※ ただし、農業（園芸サービスを除く）、林業（素形材産業、素形生産サービスを除く）、フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条で規定する事業、公序良俗に反する事業など市長が適切でないとする事業は対象外となります。

※ 新規創業の際は、個人においては開業届の提出、法人においては設立登記の申請を行う前に交付申請すること。

※ 第二創業の際は、個人においては確定申告の業種名欄に追加記載、法人においては変更登記の申請を行う前に交付申請すること。なお、既に確定申告の業種名欄もしくは法人登記の目的欄に記載済の事業は、第二創業の対象外となります。

(2) 個人においては市内に住所を有する者、法人においては市内に事業所を有する者で、創業前及び創業後の企業規模が中小企業基本法上の中小企業であること。

(3) 創業後、3年以上事業を継続すること。

(4) 大垣ビジネスサポートセンター（ガキビズ）の指導を受けていること。

(5) 大垣商工会議所において中小企業診断士の指導及び経営支援員の相談を受けていること。

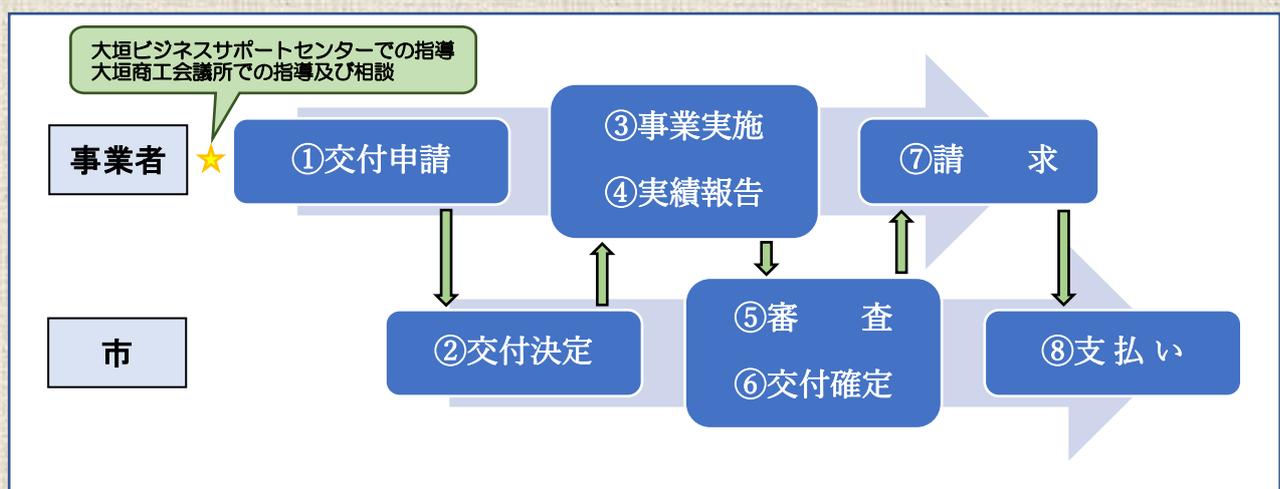
(6) 市税等の滞納がないこと。

(7) 大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。

◇補助金額 補助対象経費（税抜金額）の2分の1の額とし、**100**万円（1回限り）を上限とします。

- ◇対象事業 (1) 創業に関する事業
- ① 工事費（外構工事を除く）
  - ② 設備費
  - ③ 設計費
  - ④ 備品購入費（机、いす、冷暖房器具、PC、印章類など）
  - ⑤ 広告宣伝費
  - ⑥ その他、創業に必要な経費
- ◇申請期間 令和3年4月1日から令和3年12月28日まで ※当日消印有効
- ◇必要書類 (1) 大垣市スタートアップ支援事業補助金申請書（第1号様式）  
 (2) 創業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）  
 （経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）  
 (3) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（市内に住所を有している者に限る）  
 であることが分かる書類（履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え  
 の写し、創業する者である場合は住民票）  
 (4) 市税の完納証明書  
 (5) 大垣市スタートアップ支援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第2  
 号様式）  
 (6) 身分証のコピー（免許証など顔写真、現住所が記載で有効期限内であるもの）  
 ※申請書等の様式は、商工観光課の窓口にてお渡しします。
- ◇申請方法 持参または郵送によりご提出ください。  
 宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地  
 大垣市経済部商工観光課（☎47-8596）
- ◇実績報告 必ず、事業完了後30日以内、または令和4年3月31日（木）のいずれか早い日ま  
 でに、実績報告書（第6号様式）及び添付書類を用いて実績報告を行ってください。
- ◇留意事項 補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。
- (1) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。
  - (2) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

◇補助金交付の流れ



## リフレッシュサポート事業補助金のご案内

大垣市では、市内商店街の活性化のため、商店街の空き店舗を賃貸してリフレッシュし、小売業などを開店される方を支援する補助制度を設けています。空き店舗に出店される方、ぜひ補助制度をご活用ください。

### ◎対象となる方は？

補助対象となる方は、次の条件をすべて満たした方となります。

- 大垣市中心市街地活性化基本計画に位置づけられた中心市街地地域で、補助対象区域（別紙参照）に出店される方
- 1階部分の空き店舗に出店される方（ただし過去に当補助金又は個店魅力アップ事業の補助を受けた店舗は、6ヶ月間空き店舗となっていることが条件です。）
- 小売業又は飲食業、サービス業を営もうとする方（風俗営業等の業種及び酒類の提供を主とするバー、スナック等は対象外になります。）
- 3年以上営業を行う方（ただし日中も営業活動を行うことが条件です。）
- 年度内に改装工事を完了させ、開店を迎える方
- 市税を完納している方
- 大垣市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」に該当しない方
- 大垣商工会議所（電話：0584-78-9111）にて、中小企業診断士の指導を受けた方
- 大垣ビジネスサポートセンター（ガキビズ）に指導を受けた方

### ◎対象となる経費は？

#### (1) 店舗改装費補助金

店舗改装費の1/2 【限度額50万円】

- ① 補助対象経費（＝補助金の交付の対象となる経費）は、原則として、改装業者が工事を行う改装部分を対象とし、具体的には、以下に掲げる費用とします。

#### 【補助対象経費】

外装工事、内装工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気・照明工事等に要する経費、建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）など

- ② 備品購入費や営業実施に直接必要でない経費は、補助対象外とします。

#### (2) 店舗賃借料補助金

店舗賃借料の1/2 【限度額24万円（月2万円・12ヶ月を限度）】

（敷金、礼金、共益費、駐車場代等は補助対象外）

### ◎申請の手続きは？

#### (1) 申請の時期

開店予定日の30日前までに申請してください。

店舗改装工事開始後（着工後）の申請は補助対象となりません。

<申請の流れ>

申請書類一式を市へ提出 ⇒ 審査（2～3週間）⇒ 交付（却下）決定 ⇒ 工事開始

（裏面に続く）



## (2) 申請に必要な書類

提出書類		注意事項
①	補助金交付申請書 (※)	第1号様式。※店舗賃借料・店舗改装費補助金に各1部ずつ。
②	事業計画書	別紙様式。
③	事業予算書 (※)	別紙様式。 ※店舗賃借料・店舗改装費補助金に各1部ずつ。
④	店舗改装費の見積書	2社以上の店舗改装費の見積書を添付。低額の方を採用。
⑤	店舗の設計図	改装される店舗の設計図を添付。
⑥	店舗の位置図	出店される店舗の位置図を添付。
⑦	現況写真	出店される店舗の改装前の外観、内部の写真を添付。
⑧	住民票又は登記事項証明書	個人の方は住民票を、法人の方は登記事項証明書を添付。
⑨	市税の完納証明書	個人の方は個人、法人の方は法人の完納証明書を添付。
⑩	暴力団排除に関する確約書	市から警察へ照会する場合がございます。
⑪	身分証のコピー(免許証等)	市から警察へ照会する場合がございます。
⑫	賃貸借契約書の写し (※)	※店舗賃借料補助金のみ1部添付。
⑬	ガキビズの相談受付票	大垣ビジネスサポートセンターの相談受付票を添付。
⑭	その他必要な書類	

### ◎事業の実施は？

- ・補助金交付申請書の受付後、書類審査を行い、補助金交付決定通知書をお送りします。その後、事業(改装工事等)を開始してください。なお、補助金交付決定通知書は大切に保管してください。
- ・事業の実施に必要な経費の領収書は、実績報告のために、すべて保管しておいてください。
- ・事業内容を変更又は中止する場合は、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にご相談ください。事前にご相談いただけない場合は、補助金を交付できません。
- ・申請される際に提出される見積書において、見積り金額の低い業者(見積書)を採用せずに、別業者に発注、支払いをされる場合は、補助金の交付が受けられませんので、ご注意ください。

### ◎事業が終わったら？

#### (1) 実績報告の時期

##### 店舗改装費補助金

店舗の改装終了後(開店前)、速やかに実績報告書を提出してください。  
担当者が店舗検査に伺います。

##### 店舗賃借料補助金

交付決定年度の家賃支払いがすべて終了後、速やかに実績報告書を提出してください。



#### (2) 実績報告に必要な書類

提出書類		注意事項
①	実績報告書	第6号様式。
②	事業決算書	別紙様式。
③	支払領収書等の写し	事業に要した経費の領収書等を添付。
④	完成写真	改装後の店舗の外観、内部の写真を添付。(店舗改装費補助金のみ)
⑤	その他必要な書類	経営状況報告書(営業開始日から3年間:1年ごとに提出)

### ◎補助金はいつ交付されるの？

実績報告書が提出され次第、書類審査及び店舗検査を行い、適正の場合に補助金を交付します。  
ただし、補助金の交付後であっても、開店から3年未満の閉店や不正が発覚した場合などは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

### ◎注意事項について

市の予算の関係上、本年度における申請件数が上限に達した場合は、補助金を交付することができない場合がありますのでご了承ください。(※申請書類の受付順になります。)

**お問い合わせは、市役所商工観光課(0584-81-4111 内線2512)まで、お気軽にどうぞ。**

# リフレッシュサポート事業補助金 補助対象区域図

補助対象区域：高屋町1～4丁目、宮町1丁目、桐ヶ崎町、高砂町1～2丁目、岐阜町、錦町、歩行町1丁目、栗屋町、東外側町1～2丁目、郭町1～3丁目、郭町東1～2丁目、本町1～2丁目、中町、伝馬町、魚屋町  
美濃路街道沿い店舗 ※ただし、区域内の一部地域を除く。

